

平成29年度「西都市住宅等新築リフォーム支援事業」のご案内

平成27年度から実施している「西都市住宅等新築リフォーム支援事業」については、平成29年度も引き続き実施します。

この事業は、市内在住の方又は転入予定の方が「市内の施工者」に工事を発注して、木造住宅の新築工事や現在お住まいの住宅若しくは営業している店舗のリフォーム工事を行う場合に、その経費の一部を西都商工会議所ギフト券等で助成する制度です。この事業に関する申請書様式及びチラシが商工観光課にありますのでお気軽にお尋ねください。ただし、「着工後の申請」、「建築後1年未満のリフォーム工事」及び「平成27年度以降に本事業による助成金の交付を受けたことがある方」は助成対象となりません。

●助成額

- ①新築工事・・・50万円（転入者・・・50万円加算）加算分はギフト券で交付
- ②リフォーム工事・・・15万円を限度 対象工事費の20%（千円未満端数切り捨て）全額ギフト券で交付

●対象となる要件

- ①工事経費 新築・・・1,000万円以上 リフォーム・・・20万円以上
- ②住宅の場合は、持ち家で自己の居住の用に供し市内に所在する住宅またはその予定のもの（賃貸住宅は対象外）
※転入者は転入前3年間本市に住所がない方
- ③店舗の場合は、持ち店舗で自己の事業の用に供し市内に所在する店舗またはその予定のもの（賃貸店舗は対象外）
- ④施工者が市内に本社または本店を有する法人又は市内に住民登録のある個人
- ⑤市税等を完納していること
- ⑥住宅等が申請者本人名義または法人名義
- ⑦リフォーム・・・平成30年3月31日までに工事を完了し実績報告書を提出できること
- ⑧市が助成金の交付を決定する日以前に着工していないこと
- ⑨市のこの事業と同様の助成制度による助成の対象箇所と重複していないこと

●対象となる工事

- | | |
|-------------------------|----------------------------|
| ①屋根の葺替え、塗装又は外壁の補修等の外装工事 | ②壁紙の張替え、間取りの変更、床又は天井等の内装工事 |
| ③防音又は断熱化工事 | ④建具、畳、ふすま、窓ガラス又はサッシ工事 |
| ⑤住宅バルコニー等の設置又は補修工事 | ⑥バリアフリー化工事 |
| ⑦台所、浴室又はトイレ等の改修工事 | ⑧倉庫又は車庫等の改修工事 |
| ⑨門扉又はブロック塀等の改修工事 | ⑩増床工事 |

●交付申請受付および問い合わせ先

商工観光課商工振興係（43-3222）にて**予算枠まで随時受付**しています。

（文書取扱：商工観光課）

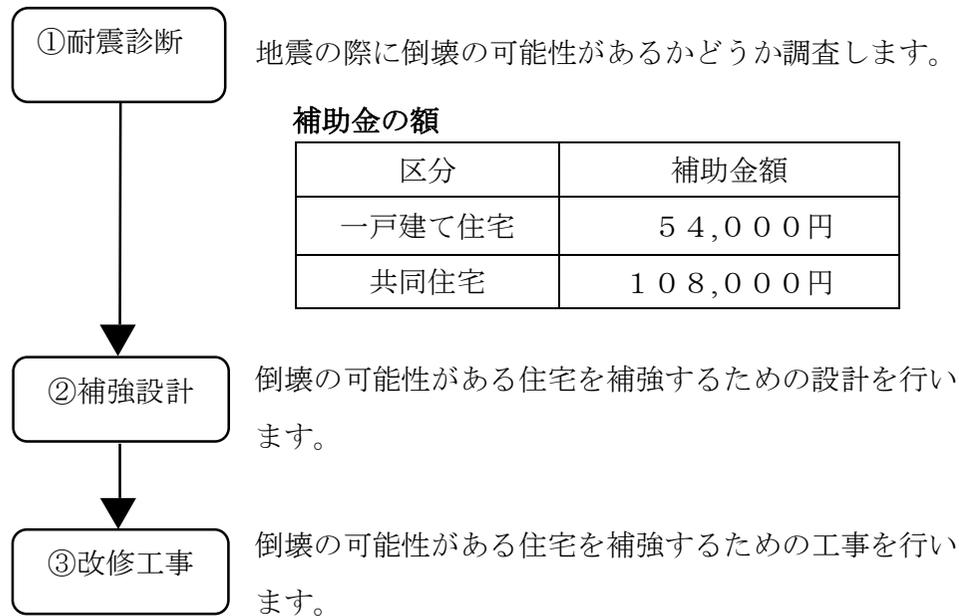
木造住宅の耐震化について考えてみませんか

◇木造住宅の耐震化について補助を行っています。

まずは、耐震診断を行い、住宅の現状を調査してみませんか？

昭和56年5月31日以前に着工し、完成しているものが対象となります（その他の要件がありますので、お問い合わせください）。

【木造住宅耐震化促進事業の流れ】



（文書取扱・お問合せ先：建築住宅課 建築係 32-1014）

農業振興地域整備計画の見直しの受付

農業振興地域整備計画における農用地域（青地）の個別見直しの平成29年度第1回受付は5月31日（水）までとなっております。

＜農用地域の個別見直しとは？＞

1. 青地からの除外・・・住宅の建設用地など
2. 青地への編入
3. 用途区分の変更（一定規模以上のもの）
※田や畑から畜舎等の農業用施設用地への変更など

除外、編入及び用途区分の変更を行うには要件が決められており、その要件をすべて満たさなければ計画の見直しを行うことはできません。

また、見直しが可能な場合でも、ある一定の期間が必要です。
具体的な計画のある方は、まずは早めに下記までご相談ください。
（文書取扱・お問合せ：農政課農政企画係 43-0382）

井戸水使用世帯の下水道使用料に係わる 人数変更について

公共下水道・農業集落排水を使用中の方で、上水道と井戸水との併用、または井戸水のみを用水源としている世帯については、下水道使用料の認定は世帯人数により算定しております。

就学等による長期不在や出生・死亡等による世帯人数の変更が生じた場合は、変更届の提出が必要です。

ご不明の点は、下記までご連絡ください。

（文書取扱・お問合せ：上下水道課 下水道工務係 43-1326）

市民課市民窓口係で必要な

「本人確認書類」について

市民課及び各支所では、戸籍・住民票等各種証明書の交付や転入、転出、転居等届書の受付を行っています。

証明書の請求や届出の際には、不正取得の防止や個人情報保護の観点から『本人確認書類』が必要となりますので次のものをご持参ください。

○官公署が発行した顔写真付きの身分証明書

- ・ 個人番号カード
- ・ 運転免許証
- ・ 住民基本台帳カード（顔写真付き）
- ・ パスポートなど

○顔写真付きの身分証明書をお持ちでない方は、公的機関が発行した資格証明書などを2つ以上

- ・ 健康保険証
- ・ 住民基本台帳カード（顔写真なし）
- ・ 年金手帳など

また、代理人の場合には本人確認のほか**委任状**や**承諾書**が必要になります。（様式は西都市ホームページに掲載してあります。）

詳しくは市民課市民窓口係（43-3623）へお尋ねください。

（文書取扱：市民課市民窓口係）

個人番号（マイナンバー）カードの

受け取りについて

個人番号(マイナンバー)カードの申請をされた方には、カード交付の準備が整い次第、受け取りについてのハガキ（個人番号カード交付通知書）を郵送しております。

ハガキが届きましたら、市民課市民窓口係（43-3623）まで早めの電話予約をお願いします。

交付には暗証番号の設定など、一人当たり30分程度かかる見込みです。待ち時間の短縮のためにも事前の予約をお願いします。

○申請者本人が受け取りにお越しください。

○持参いただく書類については予約の際にご説明いたします。

なお、平日ご都合が合わない方は

5月14日（日）9時～12時（要予約）

6月11日（日）9時～12時（要予約）

で受け取りが可能です。

※必ず事前に予約をお願いします。

（文書取扱・お問合せ：市民課 43-3623）

不妊治療費助成のお知らせ

西都市では、人工授精、体外受精又は顕微授精による治療をされているご夫婦に対して、経済的負担の軽減を図るため、下記のとおり治療費の助成を行っています。ご不明な点がございましたら、お気軽にご相談ください。

○一般不妊治療費助成（人工授精による治療費の助成）

【対象者】法律上の婚姻をしている夫婦で下記のいずれにも該当する方（ただし、他の市町村から一般不妊治療に係る助成を受けた方又は受ける予定の方は除く）

- ・少なくとも夫婦のいずれか一方が、申請日において西都市の住民基本台帳に記録されていること
- ・夫及び妻の前年の所得の合計額が730万円未満であること
- ・夫及び妻が市税を滞納していないこと

【助成対象となる費用】一般不妊治療に要した費用及び一般不妊治療に関し、医療機関において交付された処方せんにより調剤を受けた薬局等に支払った費用

【助成期間等】助成期間は、助成対象者のいずれか一方が一般不妊治療を開始した日の属する月から起算して24月以内とする。1年度当たりの助成回数は1回とする

【助成金の額】10万円を限度とし、助成期間に要した一般不妊治療費の額とする

【助成期限】申請は一般不妊治療を受けた日の属する年度の3月末日まで（ただし、治療を終了した日が3月の場合は、4月末日まで）

○特定不妊治療費助成（体外受精又は顕微授精による治療費の助成）

平成29年度より特定不妊治療に至る過程の一環として行われる男性不妊治療費の助成も始めます。

【対象者】申請日において「宮崎県不妊に悩む方への特定治療費助成金給付要綱」に基づく助成を受けた法律上の婚姻をしている夫婦で下記のいずれにも該当する方（ただし、他の市町村から特定不妊治療に係る助成を受けた方又は受ける予定の方は除く）

- ・少なくとも夫婦のいずれか一方が、申請日において西都市の住民基本台帳に記録されていること
- ・夫及び妻が市税を滞納していないこと

【助成対象となる費用】県の指定する医療機関において体外受精又は顕微授精以外の治療法によって、妊娠の見込がないか又はきわめて少ないと診断された夫婦に対して行う特定不妊治療に要した費用

【助成期間等】助成期間及び助成回数は、宮崎県と同様

【助成金の額】特定不妊治療に要した費用から「宮崎県不妊に悩む方への特定治療費助成金給付要綱」に基づく助成額を控除した額とし、1回の治療につき15万円まで（ただし、治療内容により上限7万5千円まで）

【助成期限】申請は特定不妊治療を受けた日の属する年度の3月末日まで（ただし、治療を終了した日が3月の場合は、4月末日まで）

（文書取扱・お問合せ：健康管理課 健康推進係 43-1146）

平成29年5月1日から有効の 国民健康保険被保険者証をお送りします

平成29年度の西都市国民健康保険被保険者証について、国保加入者全員分が世帯主宛に4月下旬に届きます。形や大きさはこれまでと同じですが、色が水色から薄赤色に変わります。

有効期限は原則、平成30年4月30日です（納税状況や退職者医療制度加入等によって有効期限が異なる場合があります）。

被保険者証は病院や歯科医院等で治療を受ける際、必ず提出しなければならないものです。また、身分証明にもなり、サイズも小さいため紛失しないよう特にご注意ください。もし紛失や破損した場合には、健康管理課までご連絡ください。

これまでお持ちの有効期限を過ぎた被保険者証は使用できませんので、市役所健康管理課までお返しいただくか、そのまま捨てずに裁断してから処分されるようお願いいたします。

また、西都市外に転出されている学生の方で、修学中の被保険者の特例（マル学）を申請されている方は資格確認の時期でもあります。更新をするために早めの在学証明書の提出をお願いします（対象者には通知をしています）。

（文書取扱・お問合せ：健康管理課 国保係 43-0378）

働く婦人の家 「映画監督に学ぶ“シネマ塾”講座」開催

*** さいとくポイント進呈対象事業です ***

『観る・学ぶ・創る』をコンセプトにした、映画監督による映画講座です。映画をより面白く観られる話を聞いたり、スマートフォンやデジタルカメラで撮った動画の編集方法も学びます。また、西都市文化ホールの映画上映会「コミュニティシネマinさいと」にも参加できます。

あなたも映画の世界を楽しんでみませんか？

【開講日】6月3日(土) 毎月第1土曜日 (全10回) 10時～12時

【場 所】西都市働く婦人の家 (コミュニティプラザパオ2階)

【対象者】西都市に在住、在勤の方ならどなたでも参加できます。

【費用】友の会費200円・資料代1,000円 (初回のみ)

【持参品】筆記用具、パソコン、スマートフォンまたはデジタルカメラ

【定 員】10名 (応募者多数の場合は事務局による抽選となります)

◆申込み◆

○窓口で直接か、往復はがき・FAXでお申込みください。

○往復はがき・FAXの場合、必要事項をご記入の上、「〒881-0012 西都市小野崎1-66西都市働く婦人の家」までご応募ください。

※必要事項…①講座名「シネマ塾」とご記入ください。

②氏名 (フリガナ)、③住所、④電話番号・FAX番号、⑤年齢

⑥区分 (女性労働者、主婦、男性、その他のいずれか)

⑦講座をどこで知ったかをご記入ください。

※返信はがきの裏面には、何も記入しないでください。

○受付時間 月～金曜 9時30分～20時まで

土 曜 9時30分～16時まで (日曜・祝日は休館)

○受付期間 4月15日(土)～5月13日(土) ※最終日消印有効

○問合せ先 西都市働く婦人の家 TEL. 32-6300 FAX. 32-6333

(文書取扱：商工観光課)

勤労青少年ホーム「吹奏楽」講座開催

勤労青少年ホームでは、「吹奏楽講座」を開催します。

今回は木管楽器、金管楽器の講座になります。

もう一度演奏したい方、楽器の吹き方を習いたい方、この機会に始めてみませんか？

【開講日】5月18日（木）

【期間】5月18日～10月5日 第1・3（木）全10回

【時間】18時30分～20時30分

【場所】西都市勤労青少年ホーム(2階 音楽室)

【対象者】西都市在勤、在住の方ならどなたでも参加できます。

※楽器をお持ちの方が対象です。

【費用】当ホーム会員登録料 200円（本年度未登録の方のみ）

【準備物】木管楽器、金管楽器

【定員】6名(応募者多数の場合は事務局による抽選となります。)

◆申込み◆

○窓口で直接か、電話・FAXでお申込み下さい

西都市勤労青少年ホーム 電話/FAX : 32-6301

○受付時間 : 月曜～土曜(13時～20時) ※日曜・祝日は休館

○締切り : 5月10日(水)20時まで

○問合せ先 : 西都市勤労青少年ホーム 電話 : 32-6301

(文書取扱 : 商工観光課)

勤労青少年ホーム「ロコモ体操」講座開催

勤労青少年ホームでは、「ロコモ体操講座」を開催します。

運動機能(立つ・歩くなど)の機能低下を予防する体操です。

健康寿命は健康な足腰から。長期間の講座になりますがこの機会に始めてみませんか？

【開講日】6月2日（金）

【期間】6月2日（金）～平成30年3月末 月4回実施（全40回）

第1、3（金）・第2、4（木）

【時間】13時30分～14時30分

【場所】西都市勤労青少年ホーム（体育室）

【対象者】初心者

※平成30年3月末まで

【費用】当ホーム会員登録料 200円（本年度未登録の方のみ）

【準備物】ヨガマット、タオル、飲み物（水分補給）

【定員】20名

◆申込み◆

○窓口で直接か、電話・FAXでお申込み下さい

西都市勤労青少年ホーム 電話/FAX : 32-6301

○受付時間 : 月曜～土曜(13時～20時) ※日曜・祝日は休館

○締切り : 5月24日(水)20時まで

○問合せ先 : 西都市勤労青少年ホーム 電話 : 32-6301

(文書取扱 : 商工観光課)

空き店舗を活用してみませんか「西都市商店街空き店舗活用推進事業補助金（募集）」

市では、空き店舗を有効活用して商店街の機能充実や活性化にチャレンジする事業者や市民団体等を支援していくための補助金制度を設けています。商店街活性化の独自のアイデア等ありましたら、是非、ご応募ください。

1. 対象店舗 商店会等に所在する商店街の空き店舗が対象となります。詳しくは商工観光課までおたずねください。

2. 補助事業者

対象店舗に出店する事業者で、次の各号に該当することが必要です。

- 市税等の滞納がないこと
- 対象店舗の所有者、所有者の配偶者及び二親等内の血族又は姻族並びに所有者と生計を一にする者でないこと
- 業種は、原則として物販、飲食又はサービスを主としたものであること
- 原則として週5日以上、昼間（午前10時から午後5時までをいう。）の営業ができ、かつ、出店後2年以上継続して営業ができること
- 直接、営業に携わること
- 既に市内の店舗において事業を営んでいる場合においては、当該店舗の移転ではないこと

次に掲げる事業及び事業者等は補助金交付の対象となりません。

- 法令に違反するもの
- 宗教上の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主な目的とするもの
- 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主な目的とするもの
- 特定の公職の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とするもの
- 法律に規定する暴力団、又は暴力団やその構成員の統制下にある団体
- 前各号に掲げるもののほか、市長が不相当と認めるもの

3. 補助の内容

当該対象店舗の開業に必要な改装・設備資金及び月額家賃（敷金、仲介手数料等賃貸借契約に関する諸費用を除く。）

1 年 目	開業資金	開業に必要な改装・設備経費の2分の1以内の額。（千円未満は切り捨てる）	上限50万円・初回限り
	家賃	月額家賃の10分の8に相当する金額（千円未満は切り捨てる）	上限8万円
2 年 目	家賃	月額家賃の10分の5に相当する金額（千円未満は切り捨てる）	上限5万円

4. 補助申請の募集期間 5月31日（水）まで ※申請用紙は商工観光課商工振興係にあります。

募集後に審査会を行い補助事業者を決定します。審査会開催日未定ですが6月下旬開催を検討中です。

5. その他

申請者には、補助申請後、事業内容のプレゼンテーションを行っていただきます（後日、日程につきましてご連絡します）。

（文書取扱・お問合せ：商工観光課商工振興係 43-3222）

市税等徴収嘱託員の募集について

項 目 等	市税等徴収嘱託員
業 務 内 容	市税等の訪問催告業務等
募 集 人 員	1名
任 用 期 間	6月1日～平成30年3月31日 ※更新する場合があります
募 集 期 間	4月17日（月）～5月17日（水）
賃 金	月額 130,000円
勤 務 時 間 等	原則として、午前9時から午後8時までの間で、 1日6時間以内とし週29時間とします（変則勤務となります）。
福 利 厚 生	社会保険（健康保険、厚生年金保険）・労災・雇用保険・有給休暇制度あり
応 募 資 格	西都市在住の健康な方で、パソコンによる事務及び車の運転のできる方。市税等の滞納のない方。
応 募 方 法	市販の履歴書に写真を添付し、必要事項を記載の上、市役所税務課納税第一係に申し込んでください（郵送不可、直接持参してください）。 ※不採用の場合は、提出された履歴書は返却しません。
採 用 方 法	面接により選考します。
問 合 せ 先	西都市役所 税務課 納税第一係 電話 32-1001（直通）

（文書取扱：税務課納税第一係）

西都市出身の福岡在住者の 情報を募集しています

「福岡西都会」とは、福岡県及びその近郊に在住の本市出身者や縁故者により結成された会で、会員相互の親睦を深めるとともに、郷土の発展に寄与することを目的に活動されています。

西都市では、都市圏から見た「ふるさと西都」の将来像について多角的な意見・情報を提供していただくため、福岡市において「明日の西都を語る福岡会議」を福岡西都会の総会・懇親会と併せて毎年開催しています。

今年は5月20日（土）に開催予定ですが、より多くの方の参加をいただくため、本市出身の福岡在住者の情報を募集しています。市民の皆さまのご家族、ご親戚、お知り合いなどで福岡在住の方がいらっしゃいましたら、下記まで情報をお寄せいただきますようお願いいたします。

なお、お寄せいただいた情報は、「明日の西都を語る福岡会議」のご案内のみに使用し、それ以外の目的には使用いたしません。

【情報提供先・問合せ先】

福岡在住者の住所、氏名を電話、FAX、メールにてお寄せください。

西都市役所総合政策課 企画政策係

TEL：32-1000 FAX：43-2067

メール：kikaku@saito-city.jp

※市よりご連絡を差し上げることとなりますので、できる限りご本人のご了解を得ていただきますようお願いいたします。

（文書取扱：総合政策課）

消費生活に関する巡回相談が行われます

平成29年4月1日から、西都市、児湯郡5町1村が共同で、地域にお住まいの方の消費生活に関する相談に対応するため「西都児湯消費生活相談センター」を開設することとなりました。悪質商法、多重債務等消費生活に関する相談等、ぜひご利用下さい。

〈巡回相談〉

- 日 時：4月19日（水）
5月17日（水）
10時～15時まで（12時～13時を除く）
原則として第3水曜日（祝日の場合は第4水曜日）
- 場 所：西都市役所生活環境課相談室
- 申込先：生活環境課市民生活係
TEL 43-1589

※予約が必要となりますので、必ず事前にお電話ください。

（文書取扱：生活環境課）

司法書士による消費生活無料相談を

ご利用ください

西都市では司法書士による無料の消費生活相談を行っています。借金問題、訪問販売や架空請求による被害などでお困りの方は是非ご利用ください。

- 日 時：5月2日（火）13:00～16:00
6月6日（火）13:00～16:00
※相談時間はお一人約30分です。

- 場 所：西都市役所南庁舎1階
- 申込先：生活環境課市民生活係
TEL 43-1589

※予約の方が優先となりますので、必ず事前にお電話ください。

（文書取扱：生活環境課）

行政相談所のご案内

行政相談所では、国・県・市町村、独立行政法人、特殊法人（JR、日本郵便株式会社等）の仕事について、皆様から受けた苦情や意見・要望などを公正・中立な立場から、解決や実現を促進するお手伝いをしております。

相談は無料で、秘密は厳守いたしますので、お気軽にご相談ください。

- 定例行政相談所
日時：5月11日（木） 10:00～12:00
場所：西都市役所南庁舎1階
- お問い合わせ 生活環境課 市民生活係
TEL 43-1589

（文書取扱：生活環境課）

県発達障害者支援センター出張相談について

西都市では毎週1回、宮崎県発達障害者支援センター出張相談が次のとおり開催されております。

日時：毎週火曜日 10:00～16:00

場所：西都市コミュニティセンター

※日によって場所が異なることがありますので、事前にご確認をお願いします。

対象者：発達障害をもつ方及びその家族または関係する方

※詳しくは福祉事務所障害福祉係（43-1206）までお問い合わせください。

（文書取扱：福祉事務所）

高鍋年金事務所が出張年金相談を行います

高鍋年金事務所では、年金に関する各種手続きについて出張相談を行っています。老齢厚生年金・遺族厚生年金などの手続きや相談もできますので、ご利用ください。なお、予約が必要ですので高鍋年金事務所に電話でお申し込みください。

【相談日】 5月18日（木） 次回は6月15日（木）です。

【時間】 午前10時から12時、午後1時から3時です。

【場所】 西都市役所 市民課 年金係

年金相談は事前に電話予約が必要です

【予約先】

高鍋年金事務所 0983-23-5111

【予約方法】

- 相談日の1カ月前から受付します。
（例：5/18の相談日の場合は、4/18から受付開始）
- 電話予約の時には、基礎年金番号・住所・氏名・生年月日・電話番号・相談内容をお知らせください。
また、年金相談日に持参するものをご確認ください。
- 相談日にはできるだけ本人がおいでください。
代理の場合は、委任状・代理の方の身分証明書（運転免許証など）をご用意ください。

（文書取扱・お問合せ：市民課 年金係 43-1221）

健康チェック・健康相談のご案内

保健師・栄養士による『健康チェック及び健康相談』を実施します。「疲れがとれない」「眠れない」などからだやこころの健康で気になることはありませんか。この機会に今のからだの状態や食生活について確認し、自分の生活習慣を見直しましょう。また、今年度より介護予防に関するコーナーも設けています。

申込みの必要はありませんのでお気軽にご参加ください。

<測定できるもの>

- 身長・体重 ○体脂肪率 ○血圧 ○筋肉量（足）
- 内臓脂肪レベル ○体内年齢 ○基礎代謝量
- 味噌汁の塩分濃度

<日程>

- 【開催日】 5月9日（火）
- 【時間】 9時30分～11時30分
- 【場所】 西都市保健センター 1階
- 【参加費】 無料

※自分の健康状態が分かるもの（健康診査の血液検査結果など）があれば持参してください。

※減塩食の目安として味噌汁の塩分濃度測定を実施しています。ご自分の家庭の味付けを確認することができます。希望される方は、朝飲まれた味噌汁の汁だけをさかずき半分程度お持ちください。

※こころの健康に関する相談等を希望される方は「個別相談」に応じています。事前にお申込み下さい。

（文書取扱・お問合せ：健康管理課 健康推進係 43-1146）

西都市青少年育成センター便り

「あの子もこの子もみんなの子」
を合い言葉に

みんなで守ろう地域の子
みんなで育てよう地域の子

まず、

- 大人同士であいさつを交わし、知り合いになり、遠慮のない話や相談ができる地域づくりに努めましょう

- あいさつや声かけをし、地域の子どもを知りましょう

その上で、

- ◇子どもたちの様子をしっかり見守り、よいことは褒め、悪いことはきちんと指導しましょう
- ◇地域の活動には親子で一緒に参加しましょう
- ◇力を合わせて子どもたちの登下校の安全確保に努力しましょう
- ◇不審な行動をとる人を見たら、すぐに警察や学校に連絡しましょう

子どものことで悩みはありませんか。

気軽にお電話ください。

受付は火・水・木曜日 午後1時～午後4時

しんみに いろいろ
43-1616

（文書取扱：西都市青少年育成センター [社会教育課内]）

図書館だより 5月号 西都市立図書館(43-0584) 5月の休館日 8・15・22・29日

❖ 4月22日(土) 子ども読書の日イベントを開催します!

『子ども読書の日』・・・読書活動についての関心や理解を深め、積極的に読書活動を行う意欲を高めるために定められました。
子どもたちがいろいろな本に出会えるきっかけとして、今年も催しを行います
※映画会やエプロンシアター、ワークショップ等を予定しております。詳しくは受付カウンターまたは、お電話にてお問い合わせください。

❖ 住所の変更はありませんか?

転勤、ご結婚などで、利用者カードの登録内容(名前・住所・連絡先)など変更になった方はカウンターまでお知らせください。
また、利用者カードは、西都市在住・在勤・在学の方のみ有効です。条件に合わない場合、および不用になった場合はカードをお返し下さい。

❖ 大活字・大型絵本多数入りました! 一部ご紹介します。

【大型絵本新着リスト】

- ☆あなたがとってもかわいい (みやにし たつや)
- ☆うみキリン (あきやま ただし)
- ☆おいしくたべよう! (ラビッツアイ)
- ☆おかあさんだいすきだよ (みやにし たつや)
- ☆おこる (中川 ひろたか)
- ☆くだものいろいろかくれんぼ (いしかわ こうじ)
- ☆三びきのやぎのがらがらどん (マーシャ・ブラウン)
- ☆だるまちゃんとかみなりちゃん (加古 里子)

※大型本絵本の貸出しは読み聞かせ団体のみですが、館内での閲覧はどなたでもご利用可能です。

図書館サービスのご案内

❖ リクエスト

読みたい本、備えてほしい本がありましたら、「リクエスト用紙」を記入し申し込んでください。※県立図書館や各公立図書館の本を借りられます。

❖ レファレンス

図書資料に関する質問に対してお調べします。

❖ 団体貸出

申請のあった団体に対して2ヶ月以内、30冊までの貸出しをします(大型絵本の貸出しも行います)。

❖ 複写サービス

1枚白黒10円、カラー30円
(著作権により、複写限度がありますので受付にお尋ねください)
※西都市立図書館の資料以外の複写はできません。

【大活字新着リスト】

- ◎俳句への旅『上・下』 (森 澄雄)
- ◎あかんべえ『上・中・下』 (宮部 みゆき)
- ◎江戸の海『上・下』 (白石 一郎)
- ◎お吉写真帖『上・下』 (阿部 龍太郎)
- ◎家族トランプ『上・下』 (明野 照葉)
- ◎御家人斬九郎『上・下』 (柴田 錬三郎)
- ◎閃光『1.2.3.4』 (永瀬 隼介)
- ◎どこから行っても遠い町『上・下』 (川上 弘美)
- ◎短夜の髪『上・下』 (澤田 ふじ子)

(文書取扱・問合せ: 社会教育課図書館係 TEL 43-0584 FAX 41-1113)